

第 86 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立東部在宅障害者福祉センターほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和2年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立東部在宅障害者福祉センター	神戸市北区しあわせの村1番13号 社会福祉法人神戸明輪会・社会福祉法人新緑福祉会共同事業体 代表者 社会福祉法人神戸明輪会 理事長 江間 治	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
神戸市立中部在宅障害者福祉センター	神戸市須磨区友が丘1丁目1番地 社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団 理事長 水野 雄二	
神戸市立西部在宅障害者福祉センター	神戸市須磨区奥山畑町2番地 社会福祉法人ヨハネ会 理事長 佐本 明	

理 由

神戸市立東部在宅障害者福祉センター等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立在宅障害者福祉センターの指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市立東部在宅障害者福祉センター
 神戸市立中部在宅障害者福祉センター
 神戸市立西部在宅障害者福祉センター

2. 指定管理者

公の施設の名称	指定管理者
神戸市立東部在宅障害者福祉センター	神戸市北区しあわせの村1番13号 社会福祉法人神戸明輪会・社会福祉法人新緑福祉会共同事業体 代表者 社会福祉法人神戸明輪会 理事長 江間 治
神戸市立中部在宅障害者福祉センター	神戸市須磨区友が丘1丁目1番地 社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団 代表者 理事長 水野 雄二
神戸市立西部在宅障害者福祉センター	神戸市須磨区奥山畑町2番地 社会福祉法人ヨハネ会 代表者 理事長 佐本 明

3. 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

4. 債務負担行為 期間：令和2～7年度 限度額：756,000千円

5. 3年度予定額 151,081千円 (2年度指定管理料 147,632千円)

6. 選定までのスケジュール (非公募選定)

申請要領等提示 令和2年8月14日(金)
 申請書類提出期限 令和2年8月28日(金)
 選定評価委員会 令和2年9月18日(金)

7. 非公募選定理由

在宅障害者福祉センターでは、在宅の障害者に対して、多様なサービスを提供している。

障害者に対するサービス提供には、施設利用者と施設管理者との間に相当濃厚な信頼関係の構築を必要とし、一人ひとりの障害特性の理解や障害特性に応じた支援技術の蓄積等をもとに専門的なノウハウを有する施設管理者が継続的・安定的にサービスを提供することが望ましい。

また、施設利用者のうち、特に知的障害者はこだわりが強い傾向にあり、臨機応変な対応が苦手で、予想外の行動を伴うことが多く、対人関係において信頼関係の構築が困難である。

加えて、在宅障害者福祉センターでは、重症心身障害者日中活動支援事業も実施しており、利用者の健康管理や機能訓練、生活介助など、安全なサービス提供が求められ、専門的かつ高度な技術を必要とする。

以上のことから、「公の施設の指定管理者制度運用指針」に定める公募の例外のうち【専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合】に該当するため、現在の指定管理者を非公募選定としている。

〔施設の概要〕

(1) 設立趣旨 【設置条例：神戸市立在宅障害者福祉センター条例】

在宅の障害者が、住み慣れた地域で家庭の方々とともに充実した社会生活を送れるように支援するため、東部・中部・西部3か所に在宅障害者福祉センターを開設し、相談・訓練・入浴・障害福祉サービス等の種々のサービスを提供する。

(2) 施設概要

	神戸市立東部在宅障害者福祉センター	神戸市立中部在宅障害者福祉センター	神戸市立西部在宅障害者福祉センター
所在地	灘区岩屋北町 6丁目1番4号	兵庫区駅南通 5丁目1番1号	垂水区本多聞 7丁目2番3号
開設時期	平成5年4月	平成8年4月	平成10年9月
規模構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 12階建のうち1階～3階	鉄骨鉄筋コンクリート造 30階建のうち1階～4階	鉄骨鉄筋コンクリート造 10階建のうち2階～4階
	延床面積 3,721 m ²	延床面積 5,016 m ²	延床面積 3,527 m ²
施設内容	相談室、貸会議室、ロビー 浴室、訓練室、作業室 等	相談室、研修室、ロビー 浴室、訓練室、作業室 等	相談室、多目的室、ロビー 浴室、訓練室、作業室 等
元年度 利用状況	障害福祉サービス 23,394人	障害福祉サービス 33,096人	障害福祉サービス 20,752人
	機能訓練 1,471人	機能訓練 528人	機能訓練 2,871人
	日中一時支援 217人	日中一時支援 46人	日中一時支援 37人

※利用状況は、年間延べ利用人数・件数を表す

(3) 利用時間・休館日

- ア 利用時間 午前9時から午後7時まで
日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては午後5時まで
※センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。
- イ 休館日 (1) 12月28日から翌年の1月4日まで
(2) 指定管理者が特に必要があると認める日
※センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、休館日を変更することができる。